

## 3.

## 事業者責任

……  
労働災害の発生と企業と人の責任

私たちの職場で、毎日事故なく安心して働けることがなによりのことです。不幸にも重大災害(死亡災害)が発生すると、事業者(企業・会社)は次のような責任を負うことになります。

## (1) 刑事責任 労働安全衛生法と刑法 両罰規程

## ① 司法処分 安全衛生法違反

安全衛生法では、労働災害防止の為に各事業者に対する責務を定めており、違反すると罰則規程がある。

これは安全衛生法が職場における労働者の安全、衛生と健康を確保して快適な職場づくり環境を促進するために定められたものであり、安全衛生管理体制や危険防止措置のための色々なことが法として定められている。

## 安衛法第 14 条 (作業主任者)

事業者は高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては作業の区分に応じて作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

と明記されており、違反した場合には罰則が適用される

例 1) 安衛法第 122 条『両罰規定』P.4 参照

例 2) 安衛法第 119 条では『作業主任者の選任義務違反』  
懲役 6 ヶ月以下。罰金 50 万円以下。

※事業者とは 法人は、当該法人(社長)  
個人企業では経営者を指す



## ② 司法処分 刑法 業務上過失傷害・致死

刑法の業務上過失は、あらゆる業務上の注意を怠って人を傷つけ、または死亡させることで業務上過失傷害又は致死という。

警察署では、現場での事故について誰が必要な注意を怠ったかを調査し、業務上の注意を怠ったと判断された場合は実行行為者が『業務上過失致死罪』となる。

刑法第 211 条が適用されると、懲役 5 年以下もしくは禁固。罰金 50 万円以下が課せられる。

建設業は元請が施主(発注者)から工事を請負、完成までの間の施工管理等について一切の業務を遂行するが、工事についての事業者責任は、すべてが統括管理をしている元請ではない。



●使用従属関係と賃金の支払い 会社が労働者と労働契約を結び、労働者に給料を支払っていること

## 特定元方事業者(元請)と関係請負人(下請け)の関係(混在作業)

名称	それぞれの立場	責務(法律上の措置義務者)
特定元方事業者	建設業の元請会社	自社の従業員と協力会社とその従業員に対する責任
関係請負人	建設業の下請(協力会社)	自社(協力会社)の従業員(作業員)に対する責任



### 両罰規定 安衛法第 122 条

安全衛生法の規制対象は原則として事業者(会社)ですが、違反行為があった場合には、事業者(会社の代表者)とその違反の行為者が処罰対象になる。

これが『両罰規定』である。

「法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員」がその法人又は人の業務に関して「違反行為」をしたときは「行為者を罰する」他、その法人または人に対しても、各本条の罰金刑を課すると規程されている。

ただし、事業者(会社)が上記行為者(現場責任者・監督)の選任違反や違反行為を防止するための必要な措置・注意をつくっていたとなれば免責される。

## (2) 民事責任 民法 民事訴訟法

労働災害により、「死亡」あるいは「永久障害」が残った場合、被災者や遺族からその災害によりこうむった損害についての賠償を、事業者に請求するケースが多くなってきている。これは民法上、下記によるものである。

### ①不法行為責任 民法第 709 条、同第 715 条『使用者責任』 同 716 条『注文者責任』

「故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、之によって生じた損害を賠償する義務がある」

### ②債務不履行責任 民法第 415 条

事業者(使用者)は労働契約上労働に際し、生命及び健康等を危険から守るための「安全配慮義務」を負っている。



### 安全配慮義務とは

社長に代わって現場を預かる責任者が、自ら部下を労働災害から守るために、下記のような具体的な対策をとることをいう。

1. 危険予知の徹底 どこに危険がひそんでいるかを全員参加で予知する
2. 設備(足場・脚立・手すり等)の不備箇所の是正を確認
3. 作業場所の安全確保
4. 作業員の不安全行動(危険な行動)に対する指導と是正
5. 環境などの整備(異常高温・有機溶剤等)
6. 作業手順の厳守(指示した以外の作業を自分勝手にさせない)
7. クレーン作業における安全厳守等(アウトリガーの張出し、リミット等の不備は決して見逃さず、ただちに是正して正常に戻す)